

輪之内町子ども・青少年未来づくり交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各行政区（以下「区」という。）が自主的な地域づくり活動を推進するために必要な経費に対し、輪之内町子ども・青少年未来づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象となる団体は、町内の区とする。

(対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、区が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 子ども会活動
- (2) 青少年の健全育成活動
- (3) 地域の特性を生かした活動

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において10万円を上限とする。

2 交付金の交付は、1対象団体につき1年度に1回限りとする。

(交付対象外経費)

第5条 次に掲げる経費は、交付金の交付対象としない。

- (1) 役員報酬等の人件費
- (2) 懇親会等の飲食代
- (3) 旅費（ただし、外部講師等の旅費を除く。）
- (4) その他町長が適当でないとした経費

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする区の代表者（以下「申請者」という。）は、交付金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに交付金実績報告書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金の額を確定し、交付金交付確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付金の請求及び支払)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、交付金請求書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理した後、速やかに交付金を支払うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。